

(案)

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載契約書

- 1 広告掲載期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 広告掲載料 金 円（うち消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 3 契約保証金 免除

上記バナー広告掲載について、名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項によって契約を締結するものとする。

(目的)

- 第1条 甲は、乙が提出し、審査、承認されたバナー広告（以下「広告」という。）をインターネットに公開している名古屋市公式ウェブサイトのトップページ（以下「トップページ」という。）に掲載し、乙は、甲にその対価として広告料を支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

- 第2条 乙は、この契約から生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

- 第3条 乙は、広告掲載に関し知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の報告)

- 第4条 乙は、広告掲載に関し、事故その他契約を履行し難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(要綱、要領及びガイドラインの遵守)

- 第5条 乙は、甲が提示する市長室広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告募集要領（以下「要領」という。）及び名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守しなければならない。

(広告料の支払)

- 第6条 乙は、広告料を甲の発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納めるものとする。

(広告原稿の作成)

- 第7条 広告は、乙が作成し、その費用を負担するものとする。

(広告掲載の方法)

- 第8条 甲は、乙より提出された広告を、原則として広告掲載開始日の正午までに掲載するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日翌日の正午までに削除するものとする。

(広告内容の修正等の指示)

- 第9条 甲が広告の内容について、要綱、要領又はガイドラインに反すると判断したときは、

乙に対していつでも広告の内容等の修正又は削除を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第10条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時的に停止すること又は契約を解除することができる。

- (1) 広告掲載料が、甲が指定する期日までに納入されないとき。
- (2) 第5条又は前条第2項に違反したとき。
- (3) 広告掲載決定後に要綱第3条に抵触することとなったとき。
- (4) 契約の履行にあたり、係員の指示に従わず、又はその者の職務の履行を妨げたとき。
- (5) 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この号において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- (6) その他広告掲載が適切でないときと甲が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第11条 乙は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 乙は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により甲に申し出なければならない。

(広告料の返還)

第12条 乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告を掲載できなかった期間が連続して15日を超えると、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、停止した期間に応じた納付済みの広告掲載料の月額を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告の掲載を停止した日から起算して15日を超えた日の属する月から、広告の掲載を再開した日の前日の属する月までの月額の広告掲載料の合計額とする。

3 前項における広告の掲載再開とは、広告掲載が再開した状態が24時間連続した場合をいうものとする。

4 次の各号に掲げる理由により甲がトップページの運営を一時停止した場合は、第1項の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

5 返還する広告料には利息は付さない。

(掲載期間の延長)

第13条 乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告を掲載できなかった期間が1日以上15日以下であるときは、広告掲載をしなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 次の各号に掲げる理由により甲が広告を掲載できなかった場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災地変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

(損害賠償)

第14条 乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不法行為を行ってはならない。

2 乙は、広告掲載により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(調査又は報告)

第15条 乙がこの契約の定めに従ったときは、甲は乙に対し、事実関係の調査及び報告を求めることができる。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(特記事項)

第18条 乙は、この契約の事務を処理するに当たり別記「談合その他の不正行為に係る特約条項」「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市契約事務受任者

印

乙

印

談合その他の不正に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る名古屋市の解除権)

第1条 名古屋市は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。
 - (3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、名古屋市が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、名古屋市が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など名古屋市に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを名古屋市が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、名古屋市は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、名古屋市に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、名古屋市は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

情報取扱注意項目

(別記)

(基本事項)

- 第 1 この契約による事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
(関係法令等の遵守)
- 第 2 受託者は、本件業務を履行するに当たり、名古屋市情報あんしん条例（平成 16 年名古屋市条例第 41 号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成 17 年名古屋市条例第 26 号。以下「保護条例」という。）その他関係法令を遵守しなければならない。
(適正管理)
- 第 3 受託者は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「委託者」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき委託者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(機密情報の取扱いに関する特則)
- 第 4 受託者は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成 16 年名古屋市規則第 50 号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第 28 条第 1 項第 1 号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
(第三者への提供及び目的外使用の禁止)
- 第 5 受託者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。
(再委託の禁止又は制限等)
- 第 6 受託者は、委託者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 受託者は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において受託者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 受託者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、委託者が認めたときはこの限りではない。
(複写及び複製の禁止)
- 第 7 受託者は、委託者から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（委託者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。
(情報の返却・廃棄)
- 第 8 受託者は、委託者の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち委託者から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。
2 受託者は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、委託者の承認を得た場合はこの限りではない。
(情報の授受)
- 第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて委託者の指名する職員と受託者の指名する者との間において行うものとする。
(報告等)
- 第 10 受託者は、委託者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、委託者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 受託者は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。
(従事者の教育)
- 第 11 受託者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、あんしん条例施行細則及びこれらに基づく諸規程を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 受託者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 受託者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。
(契約解除及び損害賠償等)
- 第 12 委託者は、受託者が情報取扱注意項目に違反しているとき、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条の規定に基づきその旨を公表すること。
2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

仕 様 書

1 件名

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載について

2 内容

名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告について掲載する広告を募集するもの。

ただし、掲載する広告の内容については、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」、「市長室広告掲載要綱」及び「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」の条件を満たすものとする。

(1) 名古屋市公式ウェブサイト・トップページの概要

- ・ アクセス数 月間約 24 万 7 千件(平成 28 年 1 月から平成 28 年 12 月の平均)
- ・ 編集 名古屋市役所市長室広報課

(2) 広告枠の概要

- ・ バナー広告原稿サイズ 縦 60 ピクセル 横 160 ピクセル
- ・ 掲載位置 トップページ下部及び
その中から一つの画像をピックアップしトップページ上方へ掲載

(3) バナー広告原稿等の提出

あらかじめ名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告掲載申込書を提出する。

- ・ 主な記載事項
バナー広告原稿、リンク先 web ページの URL
- ・ 制作上の注意
「名古屋市公式ウェブサイト・バナー広告表現ガイドライン」に注意し、ウェブアクセシビリティに配慮したバナー広告原稿を作成すること。特にバナー広告原稿内にテキストがある場合には背景色とのコントラスト比に十分注意すること。

4 履行場所

名古屋市役所市長室広報課

5 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受注者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。